

北海道行政職員等採用試験の合格者の決定方法

北海道行政職員等採用試験における第1次試験、第2次試験及び最終試験の合格者は次により決定します。

1. 得点についての考え方

(1) 受験者の得点の基礎となる標準点は、下記の方法で算出します。

標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 15 \times \frac{\text{各受験者の素点} - \text{当該試験種目の平均点}}{\text{当該試験種目の標準偏差}} + 50$$

標準点は小数点以下第3位以下を四捨五入します。

当該試験種目の標準偏差が0である場合はこの式によらず、標準点は50とします。

(2) 小論文試験、作文試験においては、6段階で評価します。

(3) 専門性の確認のための個別面接においては、5段階で評価します。

(4) 個別面接においては、6段階で評価します。

※コミュニケーション能力、協調性、主体性、行動力、積極性等について評定します。

2. 各試験種目の素点満点

【A区分（大卒程度）】

区分		事務系	技術系
筆記試験	職務基礎力試験 (社会事情・言語能力)	30	
	職務基礎力試験 (数的・論理的能力)	30	
	職務基礎力試験		30
	専門試験	40	
	小論文試験	5	
口述試験	個別面接	20	
	専門性の確認のための個別面接		5

【B区分（高卒程度）】

区分		事務系	技術系
筆記試験	教養試験	40	
	専門試験		40
	択一式 記述式		100
作文試験		5	
口述試験	個別面接	20	

【C区分（経験不問枠及び社会人経験者）】

区分		事務系	技術系
筆記試験	職務基礎力試験 (社会事情・言語能力)	20	
	職務基礎力試験 (数的・論理的能力)	20	
	専門試験 択一式 記述式	40 100	
口述試験	個別面接（第2次試験）	20	
	個別面接（第3次試験）	20	
	専門性の確認のための個別面接		5

3. 各試験種目の標準点に乘じる値（配点比率）

得点の算定にあたり、各試験種目の標準点に乘じる値は次の表に掲げるとおりとします。

区分 ・ 職種		職務基礎力試験	教養試験	専門試験	小論文試験 作文試験	個別面接	計
	社会事情・ 言語能力	数的・ 論理的能力					
事務系	A区分 専門試験型	1	1	—	3	—	5 10
	A区分 専門試験型を除く	2	2	—	—	1	5 10
	B区分	—	—	4	—	1	5 10
技術系	C区分	2.5	2.5	—	—	—	5 10
	A区分	2	—	3	—	5	10
	B区分	—	2	3	—	5	10
	C区分	—	—	5	—	5	10

- ・事務系：一般行政、教育行政、警察行政、公立小中学校事務
 - ・技術系：環境科学、社会福祉、農業、農業農村整備、水産、林業、建設土木、建築、普及職員（農業）、普及職員（水産）
- ※「専門試験口述型」試験における「専門性の確認のための個別面接」について、専門試験の値を用います。

4. 選定基準について

選定基準に達しない試験種目が1つでもある受験者は、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。

職務基礎力試験、教養試験、専門試験の選定基準は、素点満点の3割としています。

5. 第1次試験合格者の選定方法

合格者は、各試験種目の合格者の選定基準を満たす者のうち、(1)から(9)までに掲げる試験区分ごとに定める方法により得点を算出し、得点の高い順に選定します。

(1) 一般行政A（専門試験型）

職務基礎力試験（社会事情・言語能力）の標準点と職務基礎力試験（数的・論理的能力）の標準点の合計

(2) 一般行政A（専門試験型を除く。）、教育行政A、警察行政A及び公立小中学校事務A

職務基礎力試験（社会事情・言語能力）の標準点に2を乗じた点数と職務基礎力試験（数的・論理的能力）の標準点に2を乗じた点数の合計

(3) 農業農村整備A（専門試験口述型）、建設土木A（専門試験口述型）及び普及職員（農業）A（専門試験口述型）

職務基礎力試験の標準点に2を乗じた点数

(4) (1)から(3)までを除くA区分

職務基礎力試験の標準点に2を乗じた点数と専門試験の標準点に3を乗

- じた点数の合計
- (5) 一般行政B、教育行政B、警察行政B及び公立小中学校事務B
教養試験の標準点に4を乗じた点数
- (6) (5)以外のB区分
教養試験の標準点に2を乗じた点数と専門試験の標準点に3を乗じた
点数の合計
- (7) 一般行政C（経験不問枠）、教育行政C（経験不問枠）、一般行政C、
教育行政C、公立小中学校事務C（経験不問枠）及び公立小中学校事
務C
職務基礎力試験（社会事情・言語能力）の標準点に2.5を乗じた点数と
職務基礎力試験（数的・論理的能力）の標準点に2.5を乗じた点数の合計
- (8) 農業農村整備C（専門試験口述型）、建設土木C（専門試験口述型）及
び普及職員（農業）C（専門試験口述型）
個別面接の標準点に5を乗じた点数と専門性の確認のための個別面接
の標準点に5を乗じた点数の合計
- (9) (7)及び(8)を除くC区分
専門試験の標準点に5を乗じた点数

6 第2次試験及び第3次試験合格者の選定方法

合格者は、各試験種目の合格者の選定基準を満たす者のうち、(1)から(4)までに掲げる試験区分ごとに定める方法により得点を算出し、得点の高い順に選定します。

- (1) A区分の第2次試験
- ア 一般行政A（専門試験型）
第1次試験の得点と個別面接の標準点に5を乗じた点数と専門
試験の標準点に3を乗じた点数の合計
- イ 一般行政A（専門試験型を除く。）、教育行政A、警察行政A及び公
立小中学校事務A
第1次試験の得点と個別面接の標準点に5を乗じた点数と小論文試
験の標準点の合計
- ウ 農業農村整備A（専門試験口述型）、建設土木A（専門試験口述型）
及び普及職員（農業）A（専門試験口述型）
第1次試験の得点と個別面接の標準点に5を乗じた点数と専門性の
確認のための個別面接の標準点に3を乗じた点数の合計
- エ アからウまでを除くA区分
第1次試験の得点と個別面接の標準点に5を乗じた点数の合計
- (2) B区分の第2次試験
- ア 一般行政B、教育行政B、警察行政B及び公立小中学校事務B
第1次試験の得点と個別面接の標準点に5を乗じた点数と作文試験
の標準点の合計
- イ ア以外のB区分
第1次試験の得点と個別面接の標準点に5を乗じた点数の合計
- (3) C区分の第2次試験
- ア 一般行政C（経験不問枠）、教育行政C（経験不問枠）、一般行政C、
教育行政C、公立小中学校事務C（経験不問枠）及び公立小中学校
事務C
第1次試験の得点と第2次試験の個別面接の標準点に5を乗じた点
数の合計
- イ アを除くC区分
第1次試験の得点と個別面接の標準点に5を乗じた点数の合計
- (4) C区分の第3次試験
第1次試験の得点と第3次試験の個別面接の標準点に5を乗じた点数
の合計